

平成 22 年度被措置児童等虐待について

児童福祉法第 33 条の 16 及び同法施行規則第 36 条の 30 の規定により，平成 22 年度に新潟市において対応した被措置児童等虐待の状況について公表します。

平成 22 年度被措置児童等虐待の公表について（平成 23 年 3 月 31 日）

1. 件数 1 件
2. 状況等
 1. 被措置児童 男児 1 名（幼児）
 2. 施設等の種別 児童福祉施設
 3. 職員等の職種 保育士
 4. 虐待の種別 身体的虐待（擦過傷）
 5. 本市が講じた措置 児童等への面接調査の実施，再発防止のための報告書類の提出